

倉敷市告示第 1 3 5 号

倉敷市認知症カフェ運営事業助成金交付要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市認知症カフェ運営事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症カフェを運営する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和 4 3 年倉敷市規則第 3 0 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症の人及びその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等ができる活動拠点をいう。

(助成対象団体等)

第 3 条 助成の対象となる団体等（以下「助成対象団体等」という。）は、本市において認知症カフェを運営する団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 次のいずれかに該当する者が、当該団体の役員である団体

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 前号アからウまでのいずれかに該当する者が、当該団体の経営に実質的に関与している団体

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、認知症カフェにおける集いの場を開催する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 認知症カフェが市内にあり、かつ、10人以上が活動できるスペースがあること。

(2) 毎月1回以上実施すること。

(3) 認知症の人及びその家族、地域住民並びに専門家が参加できるものであること。

(4) おおむね市内に居住する認知症の人及びその家族を対象とすること。

(5) 市民ボランティアを積極的に受け入れること。

(6) 宗教的又は政治的活動を伴わない活動内容であること。

(7) 法令及び公序良俗に反しない活動内容であること。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象団体等が行う助成事業の実施に係るものとする。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としない。

(1) 特定の個人が所有し、又は占有するための物品の購入に要する経費

(2) 団体等を構成する者による会合の飲食費

(3) 接待費及び交際費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の合計額から利用者負担金その他収入金額を控除した額の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、1団体等につき1年度当たり50,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業を実施しない月がある場合は、助成事業を実施する月の数を12で除して得た数に50,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を限度とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、助成事業を実施する日後においても申請書を提出することができる。

(1) 実施計画書

(2) 収支計算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成団体等」という。)は、助成事業の内容その他申請に係る事項を変更し、又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、所定の変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第10条 助成団体等は、助成事業が完了したときは、その完了の日から30日を経過する日又は助成金の交付の決定があった年度の末日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた者は、速やかに所定の助成団体等から適正な請求書により市長に助成金の交付を請求し、市長は、これに基づき助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成金の概算

払又は前金払をすることができる。

（事業の情報提供）

第14条 市長は、助成事業について、実施団体等の名称、活動内容等について情報の公開を行い、助成事業の参加希望者及び市民ボランティア希望者の便宜に供するものとする。

（関係書類の整理等）

第15条 助成団体等は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整理し、当該助成事業の完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。